(別紙６)

保護者　様

北海道白樺高等養護学校長

**学校における薬の取扱いについて**

学校での薬の使用は、保護者からの依頼の下に行います。学校で薬の使用が必要な場合は「薬の依頼書」（別紙８）と「薬剤情報提供書」（薬の説明書）を御提出ください。薬の取り違えや、誤った使用方法を防ぐため、下記の内容を御理解いただき、より安全な健康管理を行うため御協力お願いいたします。

**１　学校における薬の取扱い**

(1)教職員が学校で生徒に薬を使用することは、認められていません。（医師法第17条）

(2)学校で薬を使用する必要があり、**医師の処方を受けて保護者から薬の使用の依頼があった場合、教職員は生徒が薬を使用することを介助することができます**。

(3)薬の使用・管理について**教職員の介助を必要としない場合であっても、生徒が学校で薬を使用する場合は保護者**

**からの届け出が必要**です。

(4)薬の取り違えや誤った使用を防ぐために「薬の準備についてのお願い」（別紙７）に従い、保護者が薬の準備

をしてください。（薬剤情報提供書に書かれていない薬は服用できません）

(5)薬の変更が無くても、原則として1年に1回（年度変わり）は依頼書の内容を確認し、新たに提出してくださ

い。また、服薬内容に変更がある場合は、適宜依頼書等の訂正・再提出をお願いします。

健康状況の報告・服薬依頼。薬情、薬等の提出

**学校**

**寄宿舎**

薬情、依頼書（写し）提出

**養護教諭**

**保護者**

報告

連絡

相談

**校長**

**教頭**

健康状況の把握・健康観察・保健指導・**服薬**

診断

処方

**医師**

**薬剤師**

共通理解

**生徒**

健康状況の把握・健康観察・保健指導

※この流れが一つでも欠けると、生徒への薬の使用はできません

**２　必要な提出書類**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **薬の例** | **提出書類等** |
| **①定期薬** | 抗けいれん薬、抗アレルギー薬、抗喘息薬、向精神薬等、毎日定時に使用する薬（吸入、外用薬も含む） | ・薬の依頼書（別紙８）  ・薬剤情報提供書のコピー（お薬手帳のコピーでも可）  ・傷病連絡票（別紙３） |
| **②臨時薬** | かぜ薬や花粉症等の薬や目薬、塗り薬など期間が短期間で一時的に使用する薬（１～2週間程度） | ・薬の依頼書（様式８）  ・薬剤情報提供書のコピー（お薬手帳のコピーでも可） |
| **③非常時薬** | 災害時や気象警報発令等によって学校に長時間待機する場合に必要となる薬 | ・薬の依頼書（別紙８〉  ・薬剤情報提供書のコピー（お薬手帳のコピーでも可）  （原則、3日間分の薬を準備し、提出してください） |
| **④その他**  **（頓服等）** | けいれん発作や喘息発作、鎮痛剤等で、応急処置としてやむを得ず使用する薬（てんかん発作時の坐薬、月経痛の鎮痛薬も含む） | ・薬の依頼書（様式別紙８）  ・薬剤情報提供書のコピー（お薬手帳のコピーでも可）  ・傷病連絡票（別紙３）  ・「てんかん」などの発作の対応について（別紙10） |

※原則、医師の処方外の一般市販薬・サプリメントなどは、お預かりできません

**３　その他**

(1)「薬の依頼書」（別紙８）→保護者が記入

(2)「傷病連絡票」（別紙３）→主治医が記入（定期薬や、学校生活等で配慮が必要な場合に保護者が主治医に記入を依頼）

(3)「薬剤情報提供書」（薬の説明書　※図１）→病院や調剤薬局で発行される薬の説明書（お薬手帳のコピーでも可）

[](https://ord.yahoo.co.jp/o/image/RV=1/RE=1541731552/RH=b3JkLnlhaG9vLmNvLmpw/RB=/RU=aHR0cHM6Ly9iaWJvdXJva3UubmV0L2RlbnNoaS1va3VzdXJpLXRlY2hvLWFwdXJp/RS=%5eADB4.o6OdpF.IHgbF8E5qjTxMc.KH4-;_ylt=A2Riol5fo.NbuUsAcRWU3uV7)

（※図1　薬剤情報提供書）